

社会福祉法人 春日井市社会福祉協議会
評議員選任・解任委員会規程

(平成28年規程第6号)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会評議員選任・解任委員会(以下「委員会」という。)の運営について必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 委員会は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会(以下「本会」という。)の評議員の選任及び解任を行うための機関として設置する。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、委員5名で構成する。

2 委員の種別及び員数は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 外部委員 3名
- (2) 本会の監事 1名
- (3) 本会の事務局員 1名

(委員の選任及び任期)

第4条 委員の選任及び解任は、理事会において行う。

2 委員の任期は、就任後4年以内に終了する会計年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 委員が次の各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他委員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(委員の報酬等)

第5条 委員の報酬は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会役員等の報酬等支給規程(平成20年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第4号)の規定に基づき、支給する。

(委員名簿)

第6条 会長は、委員の選任後速やかに委員名簿を作成し、これを保存しておかなければならない。

(招集)

第7条 委員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

(招集通知)

第8条 委員会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各委員に対して、会議の日時、場所及び会議の目的である事項を記載した書面で発しなければならない。ただし、委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(委員長等の選任)

第9条 委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選とする。

2 前項の委員長は、委員会の議長となる。

3 委員長が欠けたとき又は委員長に事故があるときは、副委員長が委員会の議長となる。

(評議員候補者の推薦及び解任の提案)

第10条 評議員選任候補者の推薦の提案は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会評議員並びに理事及び監事選任規程（昭和55年社会福祉法人春日井市社会福祉協議会規程第1号）第2条の規定に基づいて理事会で決議し、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が委員会に行う。

2 評議員解任の提案は、理事会で決議し、会長が委員会に行う。

(評議員の選任)

第11条 委員会は、理事会から本会の評議員として推薦された候補者について、次に掲げる事項の説明を受けた上で審議し、選任について決議を行う。

- (1) 当該候補者の経歴
- (2) 当該候補者を候補者とした理由
- (3) 当該候補者と当法人及び役員等との関係
- (4) 当該候補者の兼職状況

(評議員の解任)

第12条 委員会は、理事会から提案された評議員の解任について、評議員として不適任と判断した理由の説明を受けたうえで審議し、解任の可否について決議を行う。

(決議)

第13条 委員会の決議は、社会福祉法人春日井市社会福祉協議会定款第7条第6項の規定による。

(議事録)

第14条 委員会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は次に掲げる事項を内容とする。

- (1) 委員会が開催された年月日及び場所
- (2) 委員会の議事の経過の要領及びその結果
- (3) 委員会に出席した委員の氏名
- (4) 委員会の議長の氏名

3 議長は、議事録に記名押印する。

(改廃)

第15条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第16条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (令和6年規程第1号)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

